

加須市道自動車冠水事故

損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

加須市道自動車冠水事故損害賠償請求事件

【一審判決】平成二二年一〇月二七日

浦和地方裁判所 請求一部認容

【二審判決】平成二三年五月三一日

東京高等裁判所 請求一部認容（確定）

1 事件の概要

原告の妻が、原告所有の車両を運転して被告加須市が管理する本件側道に進入したところ、前日からの集中豪雨により発生していた冠水部分（最大水深二メートル超）にて、車両が水没し、走行不能となった。原告は、本件事故について、被告の道路管理に瑕疵があった旨主張し、損害賠償請求をした。

（請求金額：一四五万四、八五〇円）

本件側道は、東北自動車道に並行する本件市道から分岐し、東北自動車道の下側を横断する形で設置されているカルバートボックス（本件ボックス）に通じる道路で、本件ボックスに通ずる部分

を底部として下り坂から上り坂になっている。また、本件市道との分岐点には、分岐を示す標識と

「冠水時進入注意」の標識が設置されている。

2 両者の主張

① 本件側道及び付近の道路の瑕疵の有無

ア 原告の主張

本件事故当時、本件側道付近の本件市道は、集中豪雨の後で見通しが悪く、通行者が当該道路の形状及び標識を認識し得ない状況であった。そもそも標識については、設置位置が悪く、通行者が本件側道に進入する際にこれを認識するのは困難であり、また、たとえ認識できたとしても、その標示内容は大規模な冠水及び車両の水没を予測させ得るものではなかった。よって、本件側道及び付近の道路には瑕疵があったといえる。

イ 被告の主張

本件市道の通行者が通常の注意を払っていれば、本件側道の手前で当該道路の形状及び

道路標識を認識し得たから、本件事故当日のような冠水時には本件側道への進入を回避できたはずであり、また、進入したとしても、通常の運転をしていれば本件側道の傾斜を認識して、車両を停止し、後退させることにより水没するまでの深みにはまることは回避ができたはずである。よって、本件側道及び付近の道路に瑕疵があったとはいえない。

② 被告加須市の責任

ア 被告の主張

本件側道では、本件事故以前に本件ほどの大規模な冠水が生じたことがなかったため、本件事故当日、被告には本件側道が冠水し、進入車両に危害が及ぶことを予測することはできなかった。また、被告は本件事故当日、市内各所で水害対策にあたっていたため、集中豪雨からわずか四時間のうちに本件側道が冠水したことを覚知し、進入口へバリケードを設置する等の危険回避措置を講ずることは不可能であった。よって、被告は、不可抗力により原告に対する損害賠償責任を免れ得る。

イ 原告の主張

被告は、本件側道における従前の冠水例に照らし、本件事故当日、前日からの集中豪雨により本件ボックスの排水設備が十分機能し

- ③ 過失相殺
- ア 被告の主張
- 被告は、本件事故の三時間前に、本件ボックスの水位異常を知らせるファックスを受信していたのであるから、本件側道が冠水し、進入車両に危害が及ぶおそれがあることを予測し、事前に危険回避措置を講じることが不可能であったとはいうことはできない。よって、被告は、本件事故により原告が被った損害を賠償する責任がある。

原告の妻は、本件事故以前にも本件側道を通行したことがあり、また、前日に付近の道路状況を地図で調べていたことから、本件事故当時、通常の注意をしていれば、当該道路の形状及び標識を認識できたにもかかわらず、漫然と運転して本件側道に進入し、本件事故に至ったのであるから、事故の発生及び拡大につき重大な過失がある。

イ 原告の主張

原告の妻は、本件側道を通行したことはなく、付近の道路状況も熟知してはいなかった。そのため、本件事故当日、本件市道を走行する際、前照灯を点灯し、時速二〇キロメートルで走行していたのである。事故当時は、周囲が暗くて標識の内容は認識できず、冠水し

た本件側道も黒く濡れた平坦な道路にしが見えなかった。よって、原告の妻に過失はなく、本件において過失相殺は問題にならない。

3 判決の概要

被告は、原告の被った損害を賠償する責任があるが、原告にも相当程度の過失が認められるため、賠償額は損害額（請求額に同じ）から七割を減じた額が相当である。

4 判決のポイント

① 本件側道及び付近の道路の瑕疵

本件側道が冠水していたという一事から、直ちに本件側道に瑕疵があったと言うのは相当ではないが、本件事故当時、事故現場付近の道路が前照灯をつけても暗く、見通しが悪かったことや分岐点に設置されていた標識が本件側道への進入に際しての注意を呼びかけるものとどまり、進入自体を禁ずるものではなかったことに鑑みれば、本件市道の通行者がその不注意の有無、程度はともかく本件側道を平坦な道路と過信して進入する可能性があること、また、進入時の速度によっては本件側道の傾斜を認識する前に水没する危険があることは十分に考えられたのであるから、道路管理者としては、右危険から通行者を保護するために、本件側道への進入防止措置を可及的速やかに

講ずるべきであった。よって、これがなされてなかった本件側道及び付近の道路には瑕疵があったといえる。

② 被告加須市の責任

被告が、本件事故発生三時間前に道路公園から本件ボックスの水位異常を知らせるファックスを受信していたという事実が存する以上、実際に当該ファックスを見た時間が事故発生後であったとしても、本件側道における冠水発生を覚知することが不可能であったということにはならず、付近の他のボックスに可能であったように、本件ボックスにバリケードを設置し、事故発生を回避することもまた不可能ではなかったといえる。よって、被告は、その道路管理の瑕疵を理由に、本件事故で原告が被った損害を賠償する責任がある。

③ 過失相殺

原告の妻は、本件事故当時、本件市道が標識も読めないほど暗く、見通しが悪かったのであれば、さらに速度を落として徐行し、細心の注意を払って運転すべきところ、注意を怠り、本件側道に進入し、また、進入後もその主張とは裏腹に側道の傾斜を認識してから停止、後退するが不可能になるほどのスピードで走行し、水没したのであるから、その運転操作は車両の運転者として当然払うべき注意を欠いた、軽率なものであったといえる。七割の過失相殺を行うのが相当である。